

証券コード 4465
平成27年 8 月10日

株 主 各 位

大 阪 市 淀 川 区 新 高 一 丁 目 8 番 10 号
株 式 会 社 ニ イ タ カ
代表取締役社長 奥 山 吉 昭

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、平成27年 8 月25日（火曜日）午後 5 時10分（営業時間終了時）までに到着するようご返送をお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 平成27年 8 月26日（水曜日） 午前 9 時30分

2. 場 所 大阪市淀川区新高一丁目 8 番10号

株式会社ニイタカ本社 3 階 会議室

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

報告事項

1. 第53期（平成26年 6 月 1 日から平成27年 5 月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第53期（平成26年 6 月 1 日から平成27年 5 月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |
| 第7号議案 | 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件 |
| 第8号議案 | 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件 |
| 第9号議案 | 監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給等の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎当社は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.niitaka.co.jp>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結計算書類の連結注記表
- ・株主資本等変動計算書
- ・計算書類の個別注記表

◎事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.niitaka.co.jp>）に掲載させていただきます。

◎当社ではクールビズを行っておりますので、軽装でお越しください。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

事業報告

（平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢に改善傾向が見られ、景気は緩やかな回復基調となりました。

一方で、物価上昇による個人消費の低迷や、円安に伴う輸入原材料等の価格高止まりなど、企業を取り巻く環境は依然として先行きが不透明な状況となっております。

当社グループが主に依拠するフードビジネス業界においては、消費増税後の消費マインドの低下で厳しい状況にありましたが、付加価値を高めた高価格の商品が消費者に受け入れられるなど、これまでにない変化も見られました。

このような環境下、当社グループでは、環境にやさしく、同時にコストパフォーマンスにも優れたパウチ包装タイプ高濃度洗剤・洗浄剤の拡販や、営業開発部門による大規模ユーザーの獲得などに注力してまいりました。これらの活動が功を奏し、当連結会計年度の売上高は、140億8千2百万円（前期比 3.8%増）となりました。

利益につきましては、主要原料の値上がり等により売上原価率が上昇する一方で、退職給付債務の数理計算上の差異（有利差異）が利益にプラスとなり、営業利益は、8億9百万円（同 2.0%増）、経常利益は、8億4千3百万円（同 8.7%増）となりました。また、当期純利益は、投資有価証券売却益があり、5億6千4百万円（同 10.9%増）となりました。

当社グループの品目別売上高は、次のとおりであります。当社グループは、業務用の化成品事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の情報はありません。

<当社グループ製造品部門>（業務用洗剤・洗浄剤・除菌剤・漂白剤、固形燃料等）

販売店と力を合わせた全国的な販促活動や、営業開発部門による大規模ユーザーの新規獲得に努め、売上を伸長させることができました。注力製品のパウチ包

装タイプ高濃度洗剤・洗浄剤をはじめ、除菌・漂白剤、外食チェーン向け固形燃料の売上が増加しました。

また、顧客満足度向上のため食器洗浄機メンテナンスや衛生管理サービスの質の向上等にも努め、当社グループ製造品の販売に繋げる取り組みも進めてまいりました。その結果、当連結会計年度の売上高は、106億9千9百万円（前期比2.9%増）となりました。

<仕入商品等部門>

値上げの影響もあり、当連結会計年度の売上高は、33億8千2百万円（同6.6%増）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資は2億2千2百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

ア．当連結会計年度中に完成した主要設備
該当事項はありません。

イ．当連結会計年度において継続中の主要設備の新設
当社本社 基幹システム再構築
当社つくば工場 第3充填機更新

ウ．重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

③資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額24億円の当座貸越契約を締結しておりますが、新規の重要な資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 50 期 (平成24年 5 月期)	第 51 期 (平成25年 5 月期)	第 52 期 (平成26年 5 月期)	第 53 期 (当連結会計年度) (平成27年 5 月期)
売 上 高(千円)	12,238,071	12,819,696	13,572,931	14,082,080
経 常 利 益(千円)	488,906	668,098	776,160	843,757
当 期 純 利 益(千円)	231,810	408,511	509,128	564,800
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	39.26	69.19	86.23	95.67
総 資 産(千円)	11,826,413	12,575,716	12,954,194	13,147,609
純 資 産(千円)	6,278,312	6,637,164	7,063,210	7,514,856
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,063.32	1,124.15	1,196.34	1,272.88

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 50 期 (平成24年 5 月期)	第 51 期 (平成25年 5 月期)	第 52 期 (平成26年 5 月期)	第 53 期 (当事業年度) (平成27年 5 月期)
売 上 高(千円)	11,733,659	12,192,446	12,967,782	13,486,758
経 常 利 益(千円)	476,768	581,424	683,293	729,502
当 期 純 利 益(千円)	228,698	354,247	450,963	483,728
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	38.73	60.00	76.38	81.93
総 資 産(千円)	11,705,113	12,410,982	12,704,517	12,732,389
純 資 産(千円)	6,314,511	6,581,633	6,909,717	7,221,581
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,069.45	1,114.74	1,170.34	1,223.20

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
福建新拓高日用化学品 有 限 公 司	16百万人民元	100%	固形燃料の製造・販売 食器洗浄機用洗浄剤の製造
株 式 会 社 ユーホーニイタカ	10,000千円	100%	手洗い用水石鹼・建物の床用ワックス等の製造・販売

(4) 対処すべき課題

当社グループが主に依拠するフードビジネス業界は、消費者の低価格志向や少子高齢化等の影響を受けて市場規模は横ばいもしくは縮小基調であり、企業間競争が激化しております。

また、顧客ニーズは多様化・高度化しており、製品・サービスの開発と提供を考える際には、高機能と低価格の両立や食の安全の確保及び環境影響の低減等様々な観点での対応が必要になっております。

その他、企業への社会的責任遂行要請が高まっており、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等を重視する姿勢と行動、社会貢献活動が求められ、これらの取り組みは、企業の成長と存続を左右する重要な課題となっております。

以上のように当社グループが対処すべき領域は広く、課題は多岐に亘りますが、これらはあらゆる企業に求められる共通の課題であり、迅速かつ適切に対応できれば他社との差別化を図ることができ、成長のチャンスとも考えられます。主要な課題は、中期経営計画「N I P Q」に網羅し、取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年5月31日現在）

当社グループは、主にフードビジネス業界向け化成品事業として、業務用洗剤・洗浄剤・除菌剤・漂白剤及び固形燃料等の製造・販売を行っております。

また、当該事業に付随して、フードビジネス業界向けに、食器洗浄機のメンテナンスサービス、衛生管理支援サービスも行っております。

当社グループの現在の主要取扱品目は次のとおりであります。

品 目	細品目	主な製品・商品
業 務 用 洗 剤 ・ 洗 浄 剤 ・ 除 菌 剤 ・ 漂 白 剤 ・ 固 形 燃 料 等	食器用洗剤	「マイソフトコンク」「マイルドサラセン」 「スーパーサラセン」
	食器洗浄機用洗浄剤	「リキッドPLH」「カセットPLH」 「ジャストパックPLW」 「ハイソリッドPWH」 「スーパーWS」「ニューリンスP」
	除菌剤・漂白剤	「ニイタカブリーチ」 「ニューホホワイトアップ」
	食品添加物(殺菌料)	「セーフコール」「サニクロール」
	洗浄剤	「ニューケミクール」 「厨房コンククリーナー」 「店舗コンククリーナー」 「バスクリーナーコンク」
	食品工場専用洗浄剤	「サニブラン除菌洗浄剤L」 「サニブラン強力洗浄剤NC」
	手洗い石けん 手指消毒剤 (医薬部外品)	「ニイタカ薬用ハンドソープ」 「ユーホー薬用ハンドソープピンクパウチ」 「手指消毒用セーフコール」
	固形燃料	「カエンニューエース」「暖房用燃料」 「チェーフィング用カエン」
仕 入 商 品 等	なべ	「ニュー箔鍋」「網なし紙鍋」アルミ製鍋
	仕入商品	食品包装用ラップ、ペーパータオル
	サービス	衛生講習、細菌検査

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年 5 月31日現在）

①当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
東 京 北 営 業 所	東 京 都	大 阪 営 業 所	大 阪 府
東 京 東 営 業 所	東 京 都	名 古 屋 営 業 所	愛 知 県
東 京 西 営 業 所	東 京 都	広 島 営 業 所	広 島 県
札 幌 営 業 所	北 海 道	福 岡 営 業 所	福 岡 県
仙 台 営 業 所	宮 城 県	び わ 湖 工 場	滋 賀 県
つ く ば 工 場	茨 城 県		

②子会社

会 社 名	所 在 地
福 建 新 拓 高 日 用 化 学 品 有 限 公 司	中 華 人 民 共 和 国 福 建 省
株 式 会 社 ユ ー ホ ー ニ イ タ カ	茨 城 県

(7) 使用人の状況（平成27年 5 月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
301 名	5名増

（注）使用人数は子会社の使用人数を含めた就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、嘱託社員、パートタイマー、シニアスタッフ、人材派遣会社からの派遣社員）は含んでおりません。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
212 名	3名増	40歳4ヶ月	13年7ヶ月

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時雇用者数（契約社員、嘱託社員、パートタイマー、シニアスタッフ、人材派遣会社からの派遣社員）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先（平成27年5月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	261,313千円
株式会社三井住友銀行	205,810千円
株式会社滋賀銀行	188,080千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	153,400千円
株式会社商工組合中央金庫	103,800千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社株式は、平成27年4月24日付で東京証券取引所市場第二部から同取引所市場第一部銘柄に指定されました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(平成27年5月31日現在)

- ①発行可能株式総数 16,900,000株
- ②発行済株式の総数 5,943,052株
- ③株主数 4,754名
- ④大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ナ イ ス エ ー ジ ェ ン シ ー	1,175千株	19.91%
ニ イ タ カ 社 員 持 株 会	468千株	7.94%
つ く し の 会 持 株 会	179千株	3.05%
森 田 千 里 雄	173千株	2.94%
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	130千株	2.21%
ニ イ タ カ 会 西 日 本 持 株 会	126千株	2.15%
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	115千株	1.96%
阪 本 薬 品 工 業 株 式 会 社	110千株	1.88%
大 日 製 罐 株 式 会 社	110千株	1.88%
ニ イ タ カ 会 東 日 本 持 株 会	110千株	1.87%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤その他株式に関する重要な事項 (自己株式の保有)

当事業年度の末日における保有株式数 普通株式 39,225株

(2) 会社役員 の 状況

①取締役及び監査役の状況(平成27年 5月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	森 田 千 里 雄	
代表取締役社長	奥 山 吉 昭	福建新拓高日用化学品有限公司董事長 株式会社ユーホーニイタカ取締役会長 株式会社ナイスエージェンシー代表取締役
常 務 取 締 役	相 川 保 史	品質保証部長 福建新拓高日用化学品有限公司董事 株式会社ユーホーニイタカ代表取締役社長
常 務 取 締 役	笠 井 司	営業本部長
取 締 役	佐 古 晴 彦	管理本部長
取 締 役	吉 田 典 広	営業本部副本部長
取 締 役	池 崎 英 一 郎	株式会社ユーホーニイタカ監査役
常 勤 監 査 役	新 森 英 利	株式会社ユーホーニイタカ監査役
監 査 役	竹 村 聡	天神橋税理士法人代表社員 福建新拓高日用化学品有限公司監事 株式会社ソフト99コーポレーション社外監査役
監 査 役	茂 木 鉄 平	弁護士法人大江橋法律事務所社員 大江橋法律事務所パートナー 塩野義製薬株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役池崎英一郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役竹村 聡氏、監査役茂木鉄平氏は、社外監査役であります。
3. 取締役池崎英一郎氏、監査役竹村 聡氏及び監査役茂木鉄平氏は、東京証券取引所に対し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
4. 監査役竹村 聡氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役池崎英一郎氏は、平成26年 8月26日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任し、同定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
6. 平成26年 8月26日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって、監査役新美治氏は任期満了により退任いたしました。
7. 平成26年 8月26日開催の第52回定時株主総会において、監査役茂木鉄平氏が新たに選任され、就任いたしました。

②責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、損害賠償責任限度額を、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じた額と同規則第114条で定める方法により算定される額の合計額とする旨の契約を締結しております。

③取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1)	136,506千円 (3,990)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (4)	23,598千円 (9,450)
合 計 (うち社外役員)	12名 (5)	160,104千円 (13,440)

- (注) 1. 上記には、平成26年8月26日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成23年8月26日開催の第49回定時株主総会において年額1億5千万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成17年8月25日開催の第43回定時株主総会において年額3千万円以内と決議いただいております。
4. 取締役及び監査役の報酬等の額には、役員退職慰労金内規に基づく引当金繰入額19,524千円（取締役7名17,079千円（うち社外取締役1名390千円）、監査役5名2,445千円（うち社外監査役4名1,005千円））を含めております。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役池崎英一郎氏は、当社の子会社である株式会社ユーホーニイタカの監査役であります。同社とは製品の仕入・販売、金融等の取引関係があります。
- ・監査役竹村 聡氏は、天神橋税理士法人の代表社員及び株式会社ソフト99コーポレーションの社外監査役であり、当社の子会社である福建新拓高日用化学品有限公司の監事であります。同社とは製品の仕入・販売、金融等の取引関係があります。当社と天神橋税理士法人及び株式会社ソフト99コーポレーションとの間に取引関係はありません。
- ・監査役茂木鉄平氏は、弁護士法人大江橋法律事務所の社員、大江橋法律事務所のパートナー及び塩野義製薬株式会社の社外取締役であります。当社と同3社との間に取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	池崎英一郎	取締役就任後の当事業年度開催の取締役会16回のすべてに出席し、企業経営に関する豊富な経験や見識を基に、発言を行っております。
監査役	竹村 聡	当事業年度開催の取締役会20回中の19回に、また監査役会13回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	茂木 鉄平	監査役就任後の当事業年度開催の取締役会16回中の14回に、また監査役会10回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

ひびき監査法人

②会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、当社は本定時株主総会終結後、監査等委員会設置会社に移行する予定であるため、それに合わせて本方針を変更する予定であります。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

①業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりであります。

なお、当社は本定時株主総会終結後、監査等委員会設置会社に移行する予定であるため、それに合わせて本体制を変更する予定であります。以下は変更前の内容であります。

イ．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス及びリスク管理を統括する組織として「CSR委員会」を設置する。コンプライアンスの推進については、「倫理方針」「倫理規程」に基づき、取締役・使用人がコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務執行にあたるよう研修等を通じて指導する。また、「内部通報制度規程」に基づき、取締役・使用人が社内の不正行為、違法行為及び犯罪的行為等を通報し、会社はそれに対し適切な対応をとる。その際会社は、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。加えて、「反社会的勢力排除対応規程」に定めた方針に従い、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求に応じない。

リスク管理の推進については、「リスク管理方針」「リスク管理規程」に基づき、各部門が有するリスクの把握、分析、評価を行い、適切な対策を実施する。

ロ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、重要な決定事項について原則として毎月1回開催する定時取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を立案し、各年度予算・全社目標を設定する。各部門においては、その目標に向け具体策を立案し、実行する。

ハ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に基づき、「株主総会議事録」「取締役会議事録」等の取締役の職務の執行に係る文書等の保存及び管理を行う。

また、取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

ニ．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する適切な経営管理を行う。また、当社監査役が子会社の監査役に就任し監査を実施するとともに、「総合内部監査規程」に基づき、監査室が必要に応じて監査を実施する。

ホ．監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

ヘ．取締役・使用人が監査役に報告をするための体制

常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席する。代表取締役、業務執行を担当する取締役・使用人は、それらの会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

また、取締役・使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生しまたは発生する恐れがあるとき、取締役・使用人による違法または不正な行為を発見したときは、速やかに監査役に報告する。

ト．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役・使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。

取締役との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。また、常勤監査役は、主要な稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役・使用人にその説明を求めることとする。

なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要（平成27年5月1日から平成27年5月31日まで）

平成27年5月20日に当事業年度最後のCSR委員会を開催し、翌事業年度の活動はこれまで扱ってきた製品苦情への対応等を他の会議に譲り、コンプライアンスとリスク管理に絞って行うことを確認しました。また、人材育成を重点において中堅社員を委員会メンバーに指名することを確認しました。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社における「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の概要は下記のとおりであります。

①会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。一方、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定されるものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも想定されます。

企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

②会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みの概要

イ．「中期経営計画」による企業価値向上への取り組み

当社グループは、長期目標として、業務用洗剤洗浄剤分野でナンバーワンを掲げ、洗剤洗浄剤で売上高200億円、営業利益率10%を目指しております。その目標を達成するため、中期経営計画「N I P Q」（Niitaka Innovation Plan, Quality）を策定しております。

中期経営計画においては、(i)市場競争力の強化、(ii)利益向上力の強化、(iii)企業体質の強化、(iv)関連事業の強化を課題として進めてまいります。

(i)市場競争力の強化

マーケティング力、営業力、開発力を強化するとともに、当社の提供する食洗機メンテナンスサービス、衛生サービス等の質の向上を図ります。

(ii)利益向上力の強化

製品の統廃合、改良を図り、収益構造を改善するとともに、生産管理機能の強化を図り生産性を高め、利益率の向上を図ります。

(iii) 企業体質の強化

品質管理レベルの向上、人材の育成・活性化、システムの整備・充実、リスク管理の強化等を図ります。

(iv) 関連事業の強化

国内子会社の「株式会社ユーホーニータカ」と、中国子会社の「福建新拓高日用化学品有限公司」の企業基盤を強化し、売上拡大を図ります。
ロ. コーポレート・ガバナンスに関する取り組み

当社は、継続的に企業価値を高めることを目指し、コーポレート・ガバナンスを強化し、経営効率の向上及び経営の健全性の向上に努めております。

当社は、監査役制度を採用しております。取締役会、監査役会、監査法人、監査室及びCSR委員会等の各組織機関が相互に連携し、さらには内部通報制度も設け、コンプライアンスの徹底やリスク管理の充実をはじめとした内部統制システムが有効となるよう努めております。なお、当社は本定時株主総会終結後、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

当社取締役会は、原則として1ヶ月に1回開催（監査役も毎回出席）し、取締役会規程に定められた詳細な付議事項について十分な審議を行っております。

当社は、これらの取り組みとともに、株主の皆様をはじめ、従業員、取引先等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、企業価値の安定的向上を目指してまいります。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組み

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わないものとし、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示をお受けいただく機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付

行為についての評価・検討に必要なかつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価・検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとしております。したがって、大規模買付行為は、取締役会の評価・検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、対抗措置をとりません。ただし、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要性・相当性の範囲で会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

本プランは、平成25年8月23日に開催の当社第51回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただき継続しており、その有効期限は平成28年8月に開催予定の当社定時株主総会終結時までとなっております。

- ④本プランが、会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

上記②の会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための施策であり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、(イ)買収防衛策に関する指針（注1）の要件を充足していること(ロ)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること(ハ)合理的な客観的発動要件の設定をしていること(ニ)独立性の高い社外者の判断の重視と透明な運営が行われる仕組みが確保されていること(ホ)株主意思を重視するものであること(ヘ)デッドハンド型買収防衛策（注2）やスローハンド型買収防衛策（注3）ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (注) 1. 「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（平成17年5月27日 経済産業省・法務省）を指します。
2. デッドハンド型買収防衛策 取締役会の構成員の過半数を交替させてもその発動を阻止できない買収防衛策
3. スローハンド型買収防衛策 取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の企業価値を高める事業戦略に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続的に実施することを基本方針としております。

内部留保金は、業容拡大に向けた、技術開発、製品開発、生産関連設備投資や人材育成に活用したいと考えております。

連結貸借対照表

(平成27年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,179,883	流 動 負 債	3,734,873
現 金 及 び 預 金	1,805,170	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	638,797
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	3,027,127	フ ァ ク タ リ ン グ 債 務	36,698
有 価 証 券	20,000	電 子 記 録 債 務	1,810,902
電 子 記 録 債 権	170,620	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	345,464
商 品 及 び 製 品	635,444	リ ー ス 債 務	26,886
仕 掛 品	35,457	未 払 法 人 税 等	138,615
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	315,090	そ の 他	737,509
繰 延 税 金 資 産	102,514	固 定 負 債	1,897,878
そ の 他	71,488	長 期 借 入 金	626,939
貸 倒 引 当 金	△3,030	リ ー ス 債 務	64,730
固 定 資 産	6,967,725	退 職 給 付 に 係 る 負 債	929,944
有 形 固 定 資 産	5,628,654	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	247,598
建 物 及 び 構 築 物	2,643,737	そ の 他	28,666
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	357,748	負 債 合 計	5,632,752
工 具 器 具 備 品	77,399	(純 資 産 の 部)	
土 地	2,352,655	株 主 資 本	7,388,125
リ ー ス 資 産	189,014	資 本 金	585,199
建 設 仮 勘 定	6,588	資 本 剰 余 金	595,337
そ の 他	1,509	利 益 剰 余 金	6,258,101
無 形 固 定 資 産	176,781	自 己 株 式	△50,512
ソ フ ト ウ ェ ア	49,295	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	126,731
の れ ん	13,665	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	18,056
そ の 他	113,820	為 替 換 算 調 整 勘 定	108,674
投 資 そ の 他 の 資 産	1,162,290	純 資 産 合 計	7,514,856
投 資 有 価 証 券	373,738	負 債 純 資 産 合 計	13,147,609
従 業 員 長 期 貸 付 金	7,217		
繰 延 税 金 資 産	322,070		
退 職 給 付 に 係 る 資 産	58,616		
そ の 他	404,955		
貸 倒 引 当 金	△4,308		
資 産 合 計	13,147,609		

連結損益計算書

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高			14,082,080
売上原価			8,619,179
売上総利益			5,462,901
販売費及び一般管理費			4,652,937
営業利益			809,963
営業外収益			
受取利息	6,311		
受取証券利息	5,461		
受取配当金	6,630		
受取手数料	4,942		
助成金収入	3,145		
為替差益	5,115		
受取賃貸料	18,975		
売却電収入	8,302		
その他	8,200		67,085
営業外費用			
支払利息	8,801		
賃貸収入原価	15,839		
売却電原価	7,478		
その他	1,172		33,291
経常利益			843,757
特別利益			
保険解約返戻金	4,891		
投資有価証券売却益	72,783		77,674
特別損失			
固定資産売却損	1,307		
投資有価証券売却損	3,280		4,587
税金等調整前当期純利益			916,844
法人税、住民税及び事業税	285,141		
法人税等調整額	66,901		352,043
少数株主損益調整前当期純利益			564,800
当期純利益			564,800

貸借対照表

(平成27年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,888,094	流 動 負 債	3,630,171
現金及び預金	1,626,553	支払手形	80,824
受取手形	891,681	買掛金	505,139
電子記録債権	170,620	ファクタリング債務	36,698
売掛金	2,052,783	電子記録債務	1,810,902
商品及び製品	20,000	1年内返済予定の長期借入金	345,464
仕掛品	568,223	リース債務	22,803
原材料及び貯蔵品	32,501	未払金	201,574
前払費用	243,251	未払費用	325,174
関係会社短期貸付金	22,755	未払法人税等	128,000
繰延税金資産	14,895	未払消費税等	121,401
貸倒引当金	115,000	設備関係支払手形	10,658
固定資産	95,921	その他の	41,530
有形固定資産	36,418	固 定 負 債	1,880,636
建物	△2,511	長期借入金	626,939
構築物	6,844,295	リース債務	47,488
機械装置	5,236,948	退職給付引当金	929,944
器具備品	2,385,396	役員退職慰労引当金	247,598
土地	50,644	その他の	28,666
リース資産	319,123	負 債 合 計	5,510,807
無形固定資産	64,306	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	2,300,301	株 主 資 本	7,203,525
その他の	115,666	資 本 金	585,199
投資その他の資産	1,509	資 本 剰 余 金	595,337
投資有価証券	91,294	資 本 準 備 金	595,337
長期預金	49,295	利 益 剰 余 金	6,073,501
関係会社株式	373,738	利 益 準 備 金	24,873
従業員長期貸付金	100,000	その他の利益剰余金	6,048,628
関係会社長期貸付金	185,535	別 途 積 立 金	2,000,000
破産更生債権等	7,217	土地圧縮積立金	34,404
長期前払費用	162,500	特別償却準備金	34,059
繰延税金資産	3,897	繰越利益剰余金	3,980,164
繰上積立金	13,198	自 己 株 式	△50,512
繰上積立金	322,051	評 価 ・ 換 算 差 額 等	18,056
繰上積立金	157,584	その他有価証券評価差額金	18,056
繰上積立金	28,894	純 資 産 合 計	7,221,581
繰上積立金	165,741	負 債 純 資 産 合 計	12,732,389
繰上積立金	△4,308		
資 産 合 計	12,732,389		

損 益 計 算 書

(平成26年 6 月 1 日から
平成27年 5 月31日まで)

(単位：千円)

科 目						金 額
売 上 高	製 品 売 上 高	商 品 売 上 高	そ の 他			10,124,703 3,343,919 18,135
売 上 原 価	製 品 売 上 原 価	商 品 売 上 原 価	そ の 他			5,599,461 2,844,056 11,734
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	販 売 費	及 び 一 般 管 理 費				5,031,506 4,343,417
営 業 外 収 入	営 業 外 収 入	営 業 外 収 入	利 益			688,088
受 有 受 助 為 受 売 所 営 業 外 費 用	受 有 受 助 為 受 売 所 営 業 外 費 用	受 有 受 助 為 受 売 所 営 業 外 費 用	利 益			8,366 5,461 6,630 6,165 3,145 4,244 20,511 8,302 10,383
支 賃 売 所 経 常 利 益	支 賃 売 所 経 常 利 益	支 賃 売 所 経 常 利 益	利 益			7,492 15,839 7,478 986
特 別 利 益	特 別 利 益	特 別 利 益	利 益			31,796
保 險 有 価 証 券 売 却 損 失	保 險 有 価 証 券 売 却 損 失	保 險 有 価 証 券 売 却 損 失	利 益			729,502
特 別 利 益	特 別 利 益	特 別 利 益	利 益			4,891 72,783
固 定 資 産 除 却 損 失	固 定 資 産 除 却 損 失	固 定 資 産 除 却 損 失	利 益			1,307 3,280
税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	利 益			802,589
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 額 整 理	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 額 整 理	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 額 整 理	利 益			250,179 68,682
当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	利 益			483,728

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 7 月22日

株式会社ニイタカ

取締役会 御中

ひびき監査法人

代 表 社 員	公認会計士	安 原	徹	Ⓔ
業 務 執 行 社 員	公認会計士	石 原	美 保	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニイタカの平成26年6月1日から平成27年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニイタカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 7 月22日

株式会社ニイタカ

取締役会 御中

ひびき監査法人

代 表 社 員 公認会計士 安 原 徹 ①
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 石 原 美 保 ①

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニイタカの平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、株式会社ニイタカの平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、執行役員会その他の会議に出席し、取締役、執行役員及びその他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場・営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年7月27日

株式会社ニイタカ 監査役会

常 勤 監 査 役	新 森 英 利	⑩
社 外 監 査 役	竹 村 聡	⑩
社 外 監 査 役	茂 木 鉄 平	⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下、本議案において「改正会社法」という。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となっております。
- 取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第32条第2項(取締役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- (3) 今後の事業内容の多角化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (4) 役員に対する退職慰労金制度の廃止に伴う所要の変更を行うものであります。
- (5) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更のほか、重複規定の整理、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

(下線部が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。 1. (条文省略) 2. 洗剤、洗浄剤、漂白剤の製造販売 3～9. (条文省略) (新 設) <u>10～14.</u> (条文省略) 第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u> 第5条 (条文省略) 第2章 株 式 第6条 (条文省略) <u>(自己の株式の取得)</u> <u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> 第<u>8</u>条 (条文省略)	(目的) 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。 1. (現行どおり) 2. 洗剤、洗浄剤、<u>除菌剤</u>、漂白剤の製造販売 3～9. (現行どおり) <u>10. 化粧品</u>の製造販売 <u>11～15.</u> (現行どおり) 第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) <u>3. 会計監査人</u> 第5条 (現行どおり) 第2章 株 式 第6条 (現行どおり) (削 除) 第<u>7</u>条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. (条文省略) <u>2. 剰余金の配当を受ける権利</u> <u>3～5.</u> (条文省略) 第10条 (条文省略) (株式取扱規程) 第11条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載<u>または</u>記録、単元未満株式の買取及び売渡請求、その他株式に関する取扱い及びその手数料、株主の権利行使に際しての手続きについては、取締役会で定める株式取扱規程による。 (株主名簿管理人) 第12条 (条文省略) ② (条文省略) ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成<u>ならびに</u>備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 第3章 株主総会 第13条 (条文省略) (定時株主総会の基準日) 第14条 当会社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。 ② (条文省略)	(単元未満株式についての権利) 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. (現行どおり) (削 除) <u>2～4.</u> (現行どおり) 第9条 (現行どおり) (株式取扱規程) 第10条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取及び売渡請求、その他株式に関する取扱い及びその手数料、株主の権利行使に際しての手続きについては、取締役会で定める株式取扱規程による。 (株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成<u>並びに</u>備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 第3章 株主総会 第12条 (現行どおり) (定時株主総会の基準日) 第13条 当会社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。 ② (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第15条 (条文省略) (招集権者及び議長) 第16条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。 ② (条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (決議の方法) 第18条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② (条文省略) (議決権の代理行使) 第19条 当会社の株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。 ② 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	第14条 (現行どおり) (招集権者及び議長) 第15条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役社長が招集し、その議長となる。 ② (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (決議の方法) 第17条 当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② (現行どおり) (議決権の代理行使) 第18条 当会社の株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。 ② 前項の株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

現 行 定 款	変 更 案
(議事録) 第20条 株主総会の議事録は、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。 (買収防衛策) 第21条 当会社は、株主総会において、法令または本定款に別段の定めのある事項をその決議により定めるほか、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入、変更、継続及び廃止に関する決議を行うことができる。 ② 当会社は、当該対応策に基づく對抗措置として、取締役会の決議によるほか、株主総会決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権の無償割当てまたは法令および本定款上認められるその他の措置を行うことができる。 第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第22条 当会社の取締役は、<u>8名以内とする。</u> (新 設) (取締役の選任の方法) 第23条 当会社の取締役は、株主総会の決議により選任する。 (新 設)	(議事録) 第19条 株主総会の議事録は、法令に定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。 (買収防衛策) 第20条 当会社は、株主総会において、法令又は本定款に別段の定めのある事項をその決議により定めるほか、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入、変更、継続及び廃止に関する決議を行うことができる。 ② 当会社は、当該対応策に基づく對抗措置として、取締役会の決議によるほか、株主総会決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権の無償割当て又は法令及び本定款上認められるその他の措置を行うことができる。 第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第21条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、<u>6名以内とする。</u> ② <u>当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> (取締役の選任の方法) 第22条 当会社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により選任する。</u> ② <u>法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者（以下「補欠者」という。）を選任することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
② <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (新 設) ③ (条文省略) (取締役の任期) 第24条 当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) (新 設) (代表取締役及び役付取締役) 第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u>	③ <u>前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> ④ <u>補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> ⑤ (現行どおり) (取締役の任期) 第23条 当会社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>当会社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定し、うち1名を代表取締役社長とする。 (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集通知) 第26条 当社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の招集権者及び議長) 第27条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。 ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。 (取締役会の決議方法) 第28条 (条文省略) (新 設) ② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる取締役に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議の方法について異議を述べたときはこの限りでない。</u>	(取締役会の招集通知) 第25条 当社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の招集権者及び議長) 第26条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>が招集し、その議長となる。 ② 代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。 (取締役会の決議方法) 第27条 (現行どおり) ② <u>前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</u> ③ 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる取締役に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (取締役会の議事録) 第29条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面<u>または</u>電磁的記録をもって作成し、出席した取締役<u>及び</u>監査役は、これに署名<u>もしくは</u>記名押印し、<u>または</u>電子署名を行う。 (取締役会規程) 第30条 当会社の取締役会に関する事項は、法令<u>または</u>本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。 (取締役の報酬等) 第31条 当会社の取締役の報酬、賞与、<u>退職慰労金</u>その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第32条 (条文省略) ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって<u>重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u> (取締役会の議事録) 第29条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面<u>又は</u>電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名<u>若しくは</u>記名押印し、<u>又は</u>電子署名を行う。 (取締役会規程) 第30条 当会社の取締役会に関する事項は、法令<u>又は</u>本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。 (取締役の報酬等) 第31条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第32条 (現行どおり) ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<u>第5章 監査役及び監査役会</u> <u>(監査役の員数)</u> 第33条 当会社の監査役は、4名以内とする。 <u>(監査役の選任の方法)</u> 第34条 当会社の監査役は、株主総会の決議により選任する。 ② 法令または本定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者（以下「補欠者」という。）を選任することができる。 ③ 前2項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ④ 補欠者の選任の効力は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。 ⑤ 補欠者は法令または本定款に定める監査役の員数を欠くことになった時に就任する。 <u>(監査役の任期)</u> 第35条 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>(常勤の監査役)</u> 第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削 除) (削 除) (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第37条 当会社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査役会を開催することができる。	(削 除)
<u>(監査役会の決議方法)</u> 第38条 当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削 除)
<u>(監査役会の議事録)</u> 第39条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。	(削 除)
<u>(監査役会規程)</u> 第40条 当会社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削 除)
<u>(監査役の報酬等)</u> 第41条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削 除)
<u>(監査役の責任免除)</u> 第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)	第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員) 第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。 (監査等委員会の招集通知) 第34条 当社の監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 (監査等委員会の決議方法) 第35条 当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ② 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。 (監査等委員会の議事録) 第36条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) 第 6 章 会計監査人 第43条～第44条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第45条 当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第 7 章 計 算 第46条～第49条 (条文省略) (新 設)	(監査等委員会規程) 第37条 当会社の監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 第 6 章 会計監査人 第38条～第39条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第40条 当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。 第 7 章 計 算 第41条～第44条 (現行どおり) 附則 第 1 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役7名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	 もり た ち り お 森 田 千 里 雄 (昭和19年9月5日生)	昭和43年7月 当社入社 昭和53年10月 取締役就任 技術部長 平成4年7月 専務取締役就任 平成13年6月 取締役副社長就任 平成16年8月 代表取締役社長就任 平成17年7月 株式会社ナイスエージェンシー 代表取締役就任 平成23年4月 株式会社ユーホーニイタカ 代表取締役就任 平成25年6月 代表取締役会長就任（現任）	173,459株
2	 おく やま よ し あき 奥 山 吉 昭 (昭和33年6月14日生)	昭和57年4月 当社入社 平成8年7月 取締役就任 総務部長 平成9年5月 総務部長・経営企画部長 平成10年5月 経営企画部長 平成13年8月 常務取締役就任 平成19年9月 福建新拓高日用化学品有限公司 董事長就任（現任） 平成21年2月 福建新拓高日用化学品有限公司 総経理就任 平成21年8月 管理本部長 平成22年8月 専務取締役就任 平成23年4月 株式会社ユーホーニイタカ 取締役就任 平成23年8月 取締役副社長就任 平成25年5月 株式会社ユーホーニイタカ 取締役会長就任（現任） 平成25年6月 代表取締役社長就任（現任） 平成26年5月 株式会社ナイスエージェンシー 代表取締役就任（現任）	65,393株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 の 数
3	 あい かわ やす し 相 川 保 史 (昭和32年6月27日生)	昭和59年3月 当社入社 平成15年6月 技術部長 平成15年8月 取締役就任 平成17年6月 技術製造本部長 平成21年6月 福建新拓高日用化学品有限公司 董事就任（現任） 平成22年6月 企画開発部長 平成23年8月 常務取締役就任（現任） 平成24年1月 株式会社ユーホーニイタカ 取締役就任 平成24年6月 製造本部長 平成25年5月 株式会社ユーホーニイタカ 代表取締役社長就任（現任） 平成26年6月 品質保証部長（現任）	17,250株
4	 かさ い つかさ 笠 井 司 (昭和23年2月11日生)	平成12年10月 当社入社 平成13年8月 監査役就任 平成15年8月 取締役就任 管理部長・購買部長 平成15年12月 管理部長 平成22年6月 管理本部長 平成24年6月 営業本部長（現任） 平成25年8月 常務取締役就任（現任） 平成27年6月 西日本営業部長（現任）	10,080株

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
※ 1	 たけむら さとし 竹村 聡 (昭和44年3月13日生)	平成4年4月 監査法人伊東会計事務所入所 平成10年7月 ペガサス監査法人(現ひびき監査法人)入所 平成14年7月 公認会計士竹村聡事務所代表 平成19年8月 当社監査役就任(現任) 平成23年4月 株式会社ユーホーニイタカ 監査役就任 平成24年6月 株式会社ソフト99コーポレーション 社外監査役就任(現任) 平成25年8月 福建新拓高日用化学品有限公司 監事就任(現任) 平成26年10月 天神橋税理士法人代表社員就任 (現任)	5,600株
※ 2	 いけ さき えい いち ろう 池崎 英一郎 (昭和22年9月14日生)	昭和46年4月 アナログ・デバイス株式会社入社 昭和62年7月 サン・マイクロシステムズ株式会社入社 平成3年4月 コンパックコンピュータ株式会社入社 平成7年10月 株式会社ステーション・ガイア 専務取締役就任 平成9年2月 株式会社コンチェルト創立 代表取締役社長就任 平成22年12月 ユーホーケミカル株式会社 代表取締役社長就任 平成25年8月 当社監査役就任 株式会社ユーホーニイタカ 監査役就任(現任) 平成26年8月 当社取締役就任(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
※ 3	 もぎてつべい 茂木鉄平 (昭和33年10月17日生)	平成元年4月 弁護士登録 平成元年4月 大江橋法律事務所入所 平成4年7月 クリアリー ゴットリーブ スティーン&ハミルトン法律事務所 (Cleary, Gottlieb, Steen & Hamilton LLP) ブラッセル・オフィス勤務 平成5年1月 デブラウ ブラックストーン ウェストブローク公証人・弁護士事務所 (De Brauw Blackstone Westbroek) ロッテルダム・オフィス勤務 平成6年4月 大江橋法律事務所パートナー (現任) 平成14年8月 弁護士法人大江橋法律事務所社員 (現任) 平成16年4月 関西学院大学ロースクール (法科大学院) 実務家教員 (専任教員) 平成21年6月 塩野義製薬株式会社 社外取締役就任 (現任) 平成22年4月 関西学院大学ロースクール (法科大学院) 非常勤講師 (現任) 平成26年8月 当社監査役就任 (現任) 平成27年6月 倉敷紡績株式会社社外監査役就任 (現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 竹村 聡氏、池崎英一郎氏及び茂木鉄平氏は、社外取締役候補者であります。
4. 竹村 聡氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として高い会計的知見を有し、当社経営に関してチェック、助言を期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 池崎英一郎氏は、企業経営の経験を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

6. 茂木鉄平氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な専門知識と経験により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
7. 当社は、竹村 聡氏、池崎英一郎氏及び茂木鉄平氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、損害賠償責任限度額を、会社法施行規則第113条で定めるにより算定される額に2を乗じた額と同規則第114条で定める方法により算定される額の合計額とする旨の契約を締結しております。なお、同3氏の選任が承認された場合、現在社外取締役であります池崎英一郎氏とは当該契約を継続し、現在社外監査役であります竹村 聡氏及び茂木鉄平氏とは新たに社外取締役として同内容の契約を締結する予定であります。
8. 当社は、東京証券取引所に対して竹村 聡氏、池崎英一郎氏及び茂木鉄平氏の3氏を独立役員として届け出ております。3氏の選任が承認された場合、当社は引き続き同3氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
9. 竹村 聡氏は、平成23年4月から平成25年8月までの期間当社の特定関係事業者である株式会社ユーホーニイタカの監査役でありました。また、同氏は現在、当社の特定関係事業者である福建新拓高日用化学品有限公司の監事であります。
10. 池崎英一郎氏は、平成25年8月から平成26年8月までの期間当社の社外監査役でありました。また、同氏は現在、当社の特定関係事業者である株式会社ユーホーニイタカの監査役であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとし、その任期は退任者の退任期間といたします。また、この決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
 にし やま ま り 西 山 万 里 (昭和41年3月12日生)	平成21年7月 進栄化学株式会社入社 平成21年7月 同社取締役就任 平成26年5月 同社取締役専務就任（現任）	一株

- (注) 1. 西山万里氏が取締役専務を務める進栄化学株式会社と当社との間には、当社びわ湖工場内における化粧品用油剤の製造受託等の取引があります。
2. 西山万里氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 西山万里氏は、豊富な企業経営の経験により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外取締役候補者とするものであります。
4. 当社と西山万里氏は、同氏が就任された場合、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、損害賠償責任限度額を、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じた額と同規則第114条で定める方法により算定される額の合計額とする旨の契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成23年8月26日開催の第49回定時株主総会において年額1億5千万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億2千万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額2千万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます佐古晴彦氏及び吉田典広氏、また、会社法第336条第4項第1号及び第2号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任されます新森英利氏の各氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、上記退任取締役2名については取締役会に、上記退任監査役1名については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

また、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
佐 古 晴 彦	平成23年8月 当社取締役（現任）
吉 田 典 広	平成23年8月 当社取締役（現任）

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
新 森 英 利	平成19年8月 当社常勤監査役（現任）

第8号議案 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は平成27年8月26日をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを、当社取締役会において決議いたしました。

これに伴い、現在、在任中の取締役5名に対し、それぞれの取締役就任時から本定時株主総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

上記5名は、第1号議案及び第2号議案若しくは第3号議案の承認可決を条件として、本定時株主総会終結後、それぞれ取締役（監査等委員である取締役を除く。）若しくは監査等委員である取締役に就任いたしますが、本議案の決議に基づく退職慰労金の贈呈の時期は、取締役を退任する時といたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、支給の方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

支給対象者の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
森 田 千 里 雄	昭和53年10月 当社取締役 平成4年7月 当社専務取締役 平成13年6月 当社取締役副社長 平成16年8月 当社代表取締役社長 平成25年6月 当社代表取締役会長（現任）
奥 山 吉 昭	平成8年7月 当社取締役 平成13年8月 当社常務取締役 平成22年8月 当社専務取締役 平成23年8月 当社取締役副社長 平成25年6月 当社代表取締役社長（現任）
相 川 保 史	平成15年8月 当社取締役 平成23年8月 当社常務取締役（現任）
笠 井 司	平成15年8月 当社取締役 平成25年8月 当社常務取締役（現任）
池 崎 英 一 郎	平成26年8月 当社社外取締役（現任）

第9号議案 監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給等の件

当社は平成27年8月26日をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを、当社取締役会において決議いたしました。

これに伴い、現在、在任中の監査役2名に対し、それぞれの監査役就任時から本定時株主総会終結の時までの在任中の労に報いるため、また、以前に監査役を退任した者1名に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

上記3名は、第1号議案及び第3号議案の承認可決を条件として、本定時株主総会終結後、監査等委員である取締役役に就任いたしますが、本議案の決議に基づく退職慰労金の贈呈の時期は、取締役役を退任する時といたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、支給の方法等につきましては、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

また、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

支給対象者の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
池 崎 英 一 郎	平成25年8月 当社監査役 平成26年8月 当社監査役退任
竹 村 聡	平成19年8月 当社監査役（現任）
茂 木 鉄 平	平成26年8月 当社監査役（現任）

以上

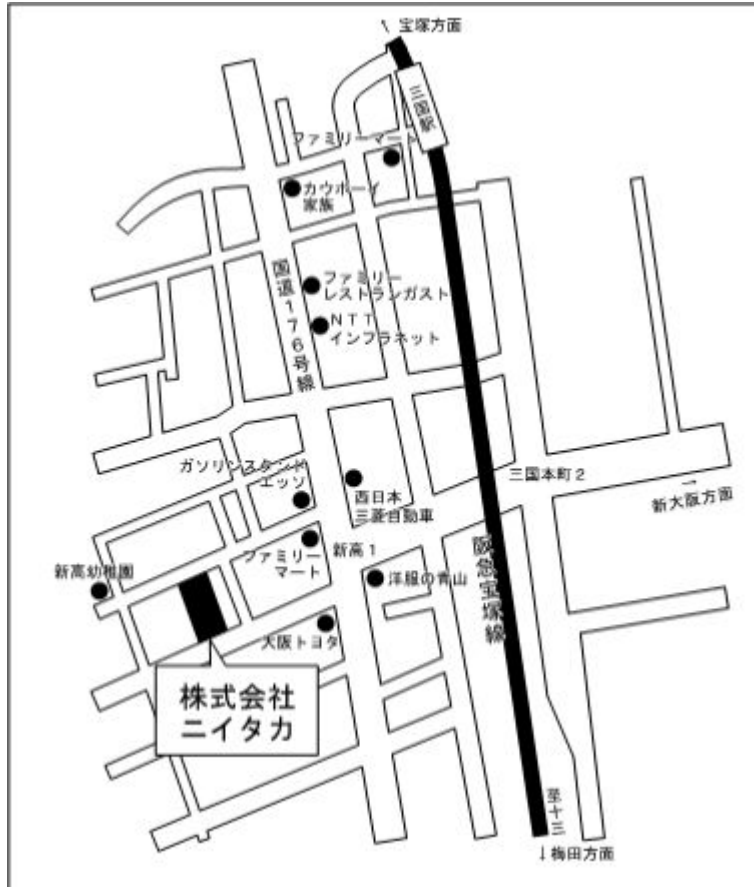
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

(阪急電車 三国駅経由)

TEL 06-6391-3221 (代表)

・交通 ○阪急電車 宝塚線「三国駅」下車（南出口） 徒歩 10分



- ・会場には駐車場の用意がございませんので、ご了承ください。



環境に配慮した森林認証
用紙を使用しています。



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。